

## 社会福祉法人長野県共同募金会理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野県共同募金会（以下「本会」という。）における理事の業務の適法かつ効率的な執行を図るため、その職務権限について必要な事項を定める。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本会が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

(専決)

第3条 会長及び常務理事の専決事項は、法令、定款及び諸規程に定めるもののほか、別表に掲げるとおりとする。

2 会長は、前項の専決を行った場合は、直近の理事会に報告をしなければならない。

(細則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## (別表) 第3条関係

項 目	専決区分	
	会 長	常務理事
職員の任免及び給与の決定に関する事	○	
職員の懲戒及び表彰に関する事	○	
募金及び配分の公告に関する事	○	
次年度緊急配分積立金の取崩しに関する事	○	
法人運営に重大な影響があるものを除き、債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの	○	
1件500万円を越えない基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出、処分、売却並びに廃棄に関する事	○	
確定している1件2,000万円以上5,000万円未満の予算執行に関する事	○	
サービス区分内における中区分内の勘定科目相互間の予算の流用に関する事	○	
受配者指定寄付金の審査に関する事	○	
予備費の使用に関する事	○	
民間資金助成事業の推薦に関する事	○	
法令に基づく福利厚生に関する諸規定の制定及び改廃に関する事	○	
寄付金の収入に関する事		○
配分決定事業の変更及び配分金の交付に関する事		○
受配者指定寄付金の受入と配分に関する事		○
災害援護金の配分に関する事		○
災害義援金に関する事		○
経理規程第70条第1項第1号に規定する予定価格を越えない、売買、賃貸借、請負等の契約に関する事		○
1件250万円を越えない基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出、処分、売却並びに廃棄に関する事		○
確定している1件300万円以上2,000万円未満の予算執行に関する事		○
事務局長の服務に関する事		○
職員の労務管理・福利厚生に関する事		○
職員の昇格・昇給・休職に関する事		○
職員の期末・勤勉手当に関する事		○
職員の職務免除に関する事		○